

華岡青洲の「乳巖姓名録」の研究

個別の症例記録との比較検討

松 木 明 知

〔要旨〕青洲の業績の中で最大の麻沸散の開発は、乳癌手術を目的としてなされたもので、最初の全身麻酔下手術も文化元年（一八〇四）の藍屋勘の乳癌の手術であったし、乳癌患者一五四名の名簿も遺されていることによっても傍証される。従って青洲の研究上、彼の乳癌に対する治療について詳細に調査することは不可欠といえよう。しかしその根本的史料である「乳巖姓名録」は甚だ不完全な記録であり、冒頭に記されている年月日が何を意味するか明かでなく、必ずしも従来考えられた手術年月日ではない。「乳巖姓名録」とは別に門人によって記された個々の症例記録が遺されており、これらの症例記録と照合することによって、青洲一門が治療した乳癌患者の正確な実態が知られると考えられ、その具体例を松原貞（定）碩の妻の手術に見ることが出来る。

キーワード——華岡青洲、麻沸散、乳巖姓名録、乳癌手術

一、はじめに

華岡青洲の生涯の研究テーマが乳癌の治療であったことは論をまたない。このことは、麻沸散、一名通仙散投与下に

おける最初の手術例に大和五条駅の藍屋利兵衛の母勘を選択したことや、一連の乳癌(手術)の患者を記した「乳巖姓名録」が遺されていること⁽⁵⁾によっても容易に理解される所である。

しかしこの「乳巖姓名録」の記述が甚だ不完全、不正確であることは、右に述べた藍屋利兵衛の母勘についての記述が、「乳巖治験録」では年紀を欠くものの「十月十有三日」であり、一方呉秀三の著書⁽⁶⁾に見える「乳巖姓名録」には「文化元年(一八〇四)十月既望」つまり十月十六日とあって、年紀は別としても、日付に三日の差がある。この差異のため従来手術の施行日が誤って文化二年(一八〇五)十月十三日と解釈されてきた⁽⁷⁾⁽⁸⁾。このような事情を考慮すれば「乳巖姓名録」の記述の正確さについては、各症例毎に検討しなければならない。宗田⁽⁹⁾もこのことに言及しているが、主として期日の違いに言及したのみである。

そこで本稿では呉の収載する「乳巖姓名録」⁽¹⁾と個々の症例を記した他の史料を用いて異同を検討し、可能な限り前者の欠を補い、併せて著者によって死亡年月日が確定された松原貞(定)碩の妻⁽¹⁰⁾について新しい知見が得られたので報告する。

二、呉の著書中の「乳巖姓名録」と個別症例記録との比較

従来、呉の収載する「乳巖姓名録」⁽⁵⁾が研究対象とされてきた。この「乳巖姓名録」には計一六五名について、各々年月日、出身地、氏名が記されている。この中再発例が七例、三発例が二例存在するので計一五四名の患者となる。尤もこの中に記載された全ての患者が手術的治療を受けたか否かも明らかでない。

期日で最も早いのは第一例目の「文化元年申子年正月念九 紀州広口村 喜兵衛妻」であり、最後は第一六五例目の「嘉永元年戌申十一月六日 和州式上郡慈恩寺村 佐兵衛妻」で、四十四年間にわたっている。もちろん青洲は天保六年(一八三五)十月二日に没しているので、少なくとも第一五六例目の「天保六年六月十六日 小幡市之岡 元五郎内」ま

では青洲自身が執刀した可能性がある。

最初に麻沸散による全身麻酔下で手術を受けた藍屋利兵衛の母勘については「乳巖治験録」⁽⁴⁾が存在するように、特に初期の患者について姓名や手術日を含めた記録や摘出した腫瘍塊の図など具体的事項を記録した史料が遺されているので具体的に初期の二十例について一括して表として掲げておく。

さて表一に示したように「乳巖姓名録」⁽⁵⁾中の最初の二十名中、年月日、住所、姓名、年齢などについて、他史料と何らかの違いのある場合は九症例に及んでいる。症例の(一)から(三)までは手術を受けなかったと考えられるので、実質的に手術を受けたと思われる十七症例中九症例であるから差異の割合は五三%と高率である。いかに「乳巖姓名録」の記述があやふやであるか理解できよう。

「乳巖姓名録」⁽⁶⁾が文字通り乳癌患者の名簿であり、必ずしも全てが手術患者のみを記した手術台帳ではなかったことは、最初の三名が記述された年月日に手術を受けていないと考えられることによっても証せられる。第四例目の藍屋利兵衛の母勘以降は大体手術を受けたものと見做して大過はないと思われるが、正確を期すためには、個々の記録を見出し、比較する必要がある。しかし各々の症例についての詳細な記録は極めて少なく、管見に入ったものとしては、第四例目の藍屋利兵衛の母勘について記した「乳巖治験録」⁽⁴⁾の他に、表には記さなかったが、わずかに第六十例目の飛州高山の広瀬屋利兵衛の妻、第七十例目の小豆島宝村長太夫の妻が知られている。しかし広瀬屋利兵衛の妻は「乳巖姓名録」⁽⁵⁾には「文化十癸酉年(一八二一—著者注)九月既望 飛州高山 広瀬屋利兵衛妻」とあるが、野村鄂の記した症例記録⁽¹⁾には、文化七年(一八一〇)五月十一日に手術が行われたと明記されており、両史料で手術の時期に三年の差が認められる。

また小豆島宝村の長太夫⁽¹⁰⁾については、小豆島に「宝村」は存在せず、これは「室村」の誤記と考えられ、加えて手術の期日について「乳巖姓名録」⁽⁵⁾には「文化十二年乙亥六月五日」とあり、「乳岩凶説」⁽⁵⁾には「文化十有二歳六月十一日割

表 1 「乳巖姓名録」(頭の番号は便宜上付した) 史料間の異同。()の数字は文献の番号

| | | | | |
|----|------------------------|----------------|-----------------|---|
| 1 | 文化元申子正月念九 | 紀州広口村 | 喜兵衛 妻 | |
| 2 | 同 二月念二 | 泉州岸和田 | 池田 清右衛門 妻 | |
| 3 | 同 六月朔 | 同国同所 | 紙屋重兵衛 伯 母 | |
| 4 | 同 十月既望 | 和州五条駅 | 藍屋利兵衛 母 | (十四)(十七)(十八) に「六十歳」とある。 |
| 5 | 文化二乙丑正月六日 | 同国狐井村 | 彦右衛門 内 | |
| 6 | 同 三丙寅年六月 十二日 | 紀州和歌山 鍛冶橋広瀬 | 大田屋太郎兵衛 内 | |
| 7 | 同 三丙寅年七月 二十三日(日の誤り) | 伯州下広口村 | 善次 母 | 「二十三月」とあるが 「二十三日」の誤り。 |
| 8 | 同 四丁卯年正月 念九 | 紀州橋本駅 | 鍛冶治助 妻 (年三十) | (十七)には「鍛冶甚 兵衛妻歳三十」とあ り、(十四)には「鍛 冶屋兵衛妻三拾五」 とある。「治」は「治」 の誤り。 |
| 9 | 同 四丁卯年二月 二十日 | 泉州貝塚 | 向野次助 内 | |
| 10 | 同 四丁卯年三月 二十九日 | 紀州麻生津 | 彦兵衛 内 | (十四)には「歳五十 七」とあり、(十七) には「紀州伊都郡麻 生津郷西脇邨」歳五 十有五」とある。 |
| 11 | 文化五戊辰年二月望 | 同橋本駅 | 三河屋治兵衛 | (十四)には「三河屋 甚兵衛母六十」とあ り、(十七)には「歳 六十」とある。 |
| 12 | 同 三月七日 | 阿波徳島沖州 | 水主平七 母 | (十四)には「歳五十 九」とあり、(十七) には「歳五十有五」、 (十八)に「沖之州」、 「年五十六」とある。 |

表 1 つづき

| | | | | |
|----|----------------|--------------|---------|---|
| 13 | 同 五月望 | 紀州有田郡 那須原 | 佐五右衛門 母 | (十四)(十八)に「那須村」「年六十四」、(十七)には「杉野原邸」「歳四十有三」とある。 |
| 14 | 同 六月十三日 | 同山保田 杉原村 | 重助 内 | (十四)(十八)に「杉野原村」「年四十三」、(十七)には「杉野原邸」「歳四十有三」とある。 |
| 15 | 同 七月念二 | 同大河 | 傳兵衛 内 | (十四)にも「紀州名智郡大川浦傳兵衛母歳五十五」とあり、(十七)には「紀州名草郡大川浦傳兵衛母歳五十有五」とある。 |
| 16 | 同 八月十三日 | 阿波撫養 | 京屋幸作 母 | (五)には「天野屋幸作母歳五十 文化五年戌辰八月」とあり、(十七)には「阿州板野郡撫養南天野屋幸作母歳五十有四 文化五年戌辰八月切断」とある。 |
| 17 | 同 十月九日 | 紀州多賀郡 杉原 | 十助 内 | |
| 18 | 文化五戌辰年 十一月晦 | 同山ノ保田 | 重助 内 | |
| 19 | 文化六己巳年 二月二日 | 美濃不破 一色村 | 文八 内 | (十四)には「不破一色邑文八妻年三十七 文化己巳春 塊重升五拾二銭」とある。 |
| 20 | 同 二月十二日 | 紀州山保田 | 重助 内 | |

之¹²」とあり、「花岡留熱秘録」には「文化十二年（一八一五）著者注）六月十日」に手術した旨の記載がある。さらにこの史料には初診が「六月八日」とあり、「乳巖姓名録」の「六月五日」と三日の差が認められる。⁵手術日についても右に述べたように二つの史料に「六月十日」と「六月十一日」と一日ではあるが食い違いがある。

また表には示さなかったが、「乳巖姓名録」中の第一三三症例の「文政七年甲申九月十七日、和州吉野郡木津川 新八處女 年十又七 核量三十錢⁵」について、「乳岩治療書」には「和州芳野郡木津川村 新八娘 歳二十二 右乳患之文政七年甲申九月念二日切斷塊重卅二百錢也¹⁷」とあつて年齢、月日、切除した腫瘍の重量にいずれも違いが認められる。

さらに「乳巖姓名録」の第一三三症例について「文政八乙酉四月十三日 京師伏見海道森下町五條上ル 永松屋清兵衛内⁵」とあるが、「乳岩治療書」には「京師伏見開道五條上ル 永松屋清兵衛妻、年四十有一 文政八乙酉年四月十四日切斷¹⁷」とあつて、住所、年月日に違いが認められる。恠は松の異体字であるから同じに見做してもよい。

このように少数例ではあるが、個々の症例の記録が存在する場合、それと「乳巖姓名録」の記述との間に年月日、住所、姓名いづれかに差異が認められる。このような差が生じた理由の一つとして、「乳巖姓名録」の記載の任にあつた門人が記入の条件、例えば初診日にするとか、手術日にするとかを一定していなかつたことと書写が繰り返されたことによると考えられる。

第七十症例の「小豆島室村」が、「小豆島宝村」と記され、第二四症例の「鍛冶甚兵衛」と第八症例の「鍛冶治助」が混同されて住所、氏名が誤つて記されているように、患者の予後の調査をしようと考えて当該の村や寺の過去帳に俗名を求めても見出すことが困難である。著者が予後の調査のためこれら乳癌患者の死亡年月日を求めても三十年間にわずか五例のみ確定出来たに過ぎない理由もここにあると思われる。従つて個々の症例についての詳細な記録の発掘が望まれる。

三、松原貞(定) 碩の妻「通那」の手術年月日

「乳巖姓名録」には、第一四八症例として、次の通り記載されている。^⑤

文政十三庚寅三月二日

尾州津島 松原定碩妻

(行年三十四。核量九錢五厘)

この症例に関しては「青洲先生治験録」に次のように記載されている。^⑤

乳岩三発之證

尾州津島、松原碩妻、行年三十歳。初起、昨年二月師ニ乞治、而愈。其核量四十钱也。同年十月ニ至テ再発ス。其八回国ノ門人某乞治、而愈。其核三十钱。又同年四月ニ至テ三発シ、依テ再来テ乞治。按ルニ乳傍ハ 結毒状ヲナシテ堅シ。色紫黒ニシテ闌ス。雖然塊物ハナシ。腋下ニ三塊アリ。此漸々 増長シタル者也。師曰。此症全不治也。且 急處ナルカ故ニ、治療セスト云リ。然レ共 貞碩再三乞治。故ニ麻薬ヲ與テ腋下ヲ截断 ス。即チ絡脉ニ少シカ、リテ、出血スル。凡六合許リ。后出血止テ、金創ノ治ニ應シ テ収ム。即時ニ死ス。腋下ノ塊可恐々々。

(句読点―著者)

本文第一行目の氏名「松原碩」は、後文に「貞碩」とあるので、「貞」が脱落したもので、住所、氏名から、前述した「乳巖姓名録」の第一四八症例^⑤と同一人物であることは間違いない。「乳巖姓名録」の「定碩」^⑤とこの史料の「貞碩」は同音であり、問題はない。但し年齢はこの史料では三十歳、「乳巖姓名録」では「三十四(歳)」^⑤と異なっている。いずれが正しいのか分からない。

以前著者は、青洲在世当時の華岡家の菩提寺であつた「地藏寺」の過去帳の中に松原貞碩の妻の名が披見されたこと

を報じた。¹⁰ 過去帳には次のように記載されている。

法輪妙説大姉 天保二辛卯四月十一日

尾州律島横町 松原貞碩妻 俗名通那

「律島」は「津島」の誤記である。この過去帳の記述によって、貞碩の妻「通那」が天保二年（一八三一）四月十一日に歿したことは確実である。

前掲の「乳岩三発之證」によれば、「通那」は三発しており、その時期は「同年四月二至テ三発シ」とあり、月は特定できるが、年は確定できない。しかし右に記した記録には乳癌の腋下への転移のため、予後を考えて青洲は手術を固辞したとある。しかし夫貞碩の再三の要請により、止むを得ず手術を敢行したが、恐らく腋下動脈からの六合つまり約一〇〇〇グラムを超える出血のため、貞碩の妻は術直後に死亡した。このことから「乳巖姓名録」中の文政十三年三月二日⁵は、第三回目の手術を示したものでないことが明かとなった。

「乳岩三発之證」には、最初の手術は「二月」に行われ、核量は「四十錢」という。「乳巖治験録」には核量が「九錢五厘⁵」とあって大きく異なるが、「昨年二月」は「昨年三月」と誤記し易いことを考慮すれば、「乳巖姓名録」中の年月日は最初の手術日ないし初診日を記したものと解される。

一回目の手術自体は成功したものの、その年の十月に再発し、故郷に居住する青洲の門人に手術を受けたという。

青洲の門人で尾州に居住するのは、呉の著書に採録するところの「華岡青洲先生春林軒門人録」¹⁶によれば左の三人である。

文政一〇、九 朔 津島 足立円庵

同一一、四、二四 海東郡津島村 大口春甫

天保十五、二朔 海東郡津島村 大口貞順

右の年月日が入門日か、あるいは免状を得た年月日かは明確にし得ないが、いずれにしても第二回目の手術を行った者は足立円庵か大口春甫かのいずれであろうと思う。あるいは両者が協力して行ったことも十分に考えられる。

しかし不幸なことに通那の乳癌は三発し、翌年天保二年(一八三一)の四月に第三回目の手術を受けた。記録には「同年四月」とあるが、これは「翌年四月」の誤記であることは間違いない。書写が繰り返されたためにこの誤りが生じたものである。

このように松原貞(定)碩の妻通那は、三回の手術を受けたが、第一回、第三回の手術は春林軒において青洲によってなされたものである。「乳巖姓名録」には第一回目の手術しか記録されていない。^⑤第三回目の手術の直後に出血多量で死亡したため、「乳巖姓名録」に記載されないままに終わったのであろう。

四、三河屋治兵衛の妻の手術

「乳巖姓名録」の第十一症例は「文化五戊辰年二月望 紀州橋本駅 三河屋治兵衛内」^⑤である。再発して翌年に手術を受け、同じく「乳巖姓名録」の第二五症例目に「文化六己巳九月十三日 紀州橋本駅 三河屋治兵衛 母(再発)」^⑤とある。文化五年(一八〇八)の条には治兵衛の「内」、翌文化六年(一八〇九)の条には「母」とあっていずれが正しいか慥かには決し難い。

「華岡氏治術図識」中にこの患者について「紀州橋本 三河屋治兵衛母 既療而三年再発核 文政六己巳春二月」と記述している。ここでは治兵衛の「母」とある。三年後に再発したことになっているが、「乳巖姓名録」では翌年に再発したとしている。^⑤さらに「文政六己巳春二月」とあるが、文政六年(二八三三)の干支は、「癸未」であって、「己巳」は文化六年(一八〇九)である。したがってこの「文政六己巳」は「文化六年己巳」の誤記である。第一回目の手術後についても「華岡氏治術図識」の「既療而三年再発核」^①は恐らく書写の繰り返しによって「既療而一年再発核」を誤ったと推

察される。

五、清右衛門の妻

「華岡氏治術図識」には摂州大坂住座間前の商人河内屋清右エ門の妻六十一歳の例が記述されている。¹⁴ 五枚の図が付されている。この症例に関して呉秀三も右の史料の文章と図四枚を転載している。¹⁵ 手術は文化三年（一八〇六）四月八日に行われたが、「乳巖姓名録」の文化三年（一八〇六）の条には「大田屋太郎兵衛 内」と「善次 母」の二名だけで、「河内屋清右衛門妻」の名は見えない。⁵

文化三年（一八〇六）四月八日と言えば、手術が行われたと考えられる例として、それ以前僅に文化元年（一八〇四）十月十三日の「藍屋利兵衛母（勲）」と文化二年（一八〇五）正月六日の「彦右衛門 内」の二名が「乳巖姓名録」に披見されるのみである。⁵ もし彦右衛門の妻が手術を受けているとすれば、清右衛門の妻は乳癌の手術例としては青洲にとつては極めて貴重な第三例目となったはずである。乳癌の治療に最大の関心を寄せていた青洲であったから、いかに「乳巖姓名録」の記入を門人に任せていた青洲⁵と言えども、未記載のまま放置しておくことはなかったと考えられる。

この河内屋清右衛門の妻は四、五年前から発病していたという。著者は「乳巖姓名録」の第二症例「文化元年甲子二月念二泉州岸和田 池田清右衛門 妻」⁵と同一人物ではないかと考えている。住所が「大坂住座間前」と「泉州岸和田」姓名が「河内屋」と「池田」と異なっているため同一人物とは考えられ難いとする考えが強いのも当然である。しかし少なくとも池田清右衛門の妻が青洲に診療を受けたのが文化元年（一八〇四）であることは「乳巖姓名録」により明らかで、一方「華岡氏治術図識」には文化三年（一八〇六）に河内屋清右衛門の妻の手術が行われたとある。¹⁴ とすれば文化元年（一八〇四）に診療され、文化三年（一八〇六）に手術を受けてその間隔は二年であり、前述した四、五年とは少し異なるが、懸隔甚だしいという訳でない。姓名も「池田清右衛門」が「河内屋」を名乗っても何ら不思議

でなく、初診の時に岸和田に住んでいたが、二年後に大坂の「座間前」に移った可能性も池田清右衛門が商人であったとすれば皆無でない。姓名に関しても、「乳巖姓名録」の記述がすべて正しいとは断定出来ない。例えば「乳巖治験録」第十六症例の「京屋幸作 母」は「華岡氏治術図識」には「天野屋幸作母」と全く異なっている。この場合「華岡氏治術図識」が正しいとも言えない。

右に述べたことは、岸和田の池田清右衛門と座間前の河内屋清右衛門とを強引に結び付けたものとのそしりを受けること必定であろうが、この場合手術施行年月日が文化三年(一八〇六)四月八日として極めて早期であることが最も重要であり、このことを考慮すると、住所や姓名が多少異なっても、両者の間に何らかの関連があるのではないかと考えても決して誤りではないと思う。但し清右衛門も当時多かつた名前であるので、異姓同名の清右衛門の妻の可能性も十分考慮され、このことについては新史料の出現に期待したい。

おわりに

華岡青洲の業績の中で、特筆される乳癌の手術の研究に関して、史料「乳巖姓名録」は極めて重要である。⁽⁵⁾しかしその記載は極めて不完全であり、記述をそのまま信用することは危険で、引用に際しては注意しなければならない。

門人によって筆記された個々の乳癌患者の治療記録が散見されるが、この記録の記載も必ずしもすべてが正確とは言えない。

従って両者を綿密に比較検討することによってのみ青洲一門が行った乳癌手術の全貌が明らかにされると考えられる。

文献

- (1) 呉秀三『華岡青洲先生及其外科』吐鳳堂、東京、一九二〇
- (2) 森慶三、市原硬、竹林弘『医聖華岡青洲』医聖華岡青洲顕彰会、和歌山市、一九六四
- (3) 南圭三『華岡青洲』那賀町華岡青洲をたたえる会、那賀町、一九七一
- (4) 文献(1)二六〇～二六八頁所収。原本『乳巖治験録』は天理大学附属天理図書館蔵
- (5) 文献(1)二七四～二八六頁所収
- (6) 文献(1)二七五頁
- (7) 文献(2)三七頁、二九九頁
- (8) 文献(3)八四～八七頁 文化元年十月十三日の説も紹介しているが、どちらとも決め難いとしている。
- (9) 宗田一「華岡青洲の乳ガン手術記録について」『科学医学資料研究』四五号 四～五頁、一九七七
- (10) 松木明知「地蔵寺過去帳による華岡青洲の乳癌手術患者三名の死亡年月日」『日本医史学雑誌』四四卷 四号、四九九～五〇八頁、一九九八
- (11) 野村鄂『春林軒蔵乳岩図譜』(写本) 文化七年(一八一〇) 著者蔵
- (12) 『乳岩図説』(写本) 京都大学富士川文庫
- (13) 『花岡留熱秘録』文献(1) 二七三～二七四頁所収
- (14) 華岡青洲『華岡氏治術図識』(写本) 京都大学富士川文庫
- (15) 「華岡先生治験録」大塚敬節、矢数道明編『近世漢方医学集成』二九、「華岡青洲」(一) 四八八～四八九頁 所収名著出版、東京、一九七〇年
- (16) 文献(1) 四五七頁
- (17) 華岡青洲『乳岩治療書』(写本) 京都大学富士川文庫
- (18) 華岡青洲『乳巖治術口授』(写本) 京都大学富士川文庫

(弘前大学医学部麻酔科)

A Study on Seishu Hanaoka's "Nyugan Seimei Roku"

A Name List of Breast Cancer Patients

Akitomo MATSUKI

Treatment of breast cancer was the life work of Seishu Hanaoka (1760-1836) and one of his greatest achievements was the development of an oral general anesthetic called "Mafutsu-san." His intense concern about the disease drove him to develop the anesthetic. This is substantiated by the facts that the first administration of the anesthetic was to a patient named Kan Aiya for a tumor excision of her left breast in October 13th, 1804, and that 154 patients with breast cancer were listed in the "Nyugan Seimei Roku" or "A Name List of Breast Cancer Patients."

Thus the study of his breast cancer patients is essential and indispensable for understanding Seishu Hanaoka's medical biography in depth. However, the descriptions of names, dates and addresses of the patients written in "Nyugan Seimei Roku" are incorrect and they do not always agree with those in other historical documents. We also do not know whether the dates mean those of the first examination or those of surgical operations.

Several case records of breast cancer patients described by his disciples have become available, and by comparing them with "Nyugan Seimei Roku," we could know more detailed and correct conditions of the patients. The case of the wife of Teiseki Matsubara is a typical one, in which the exact date and the cause of her death were elucidated.